

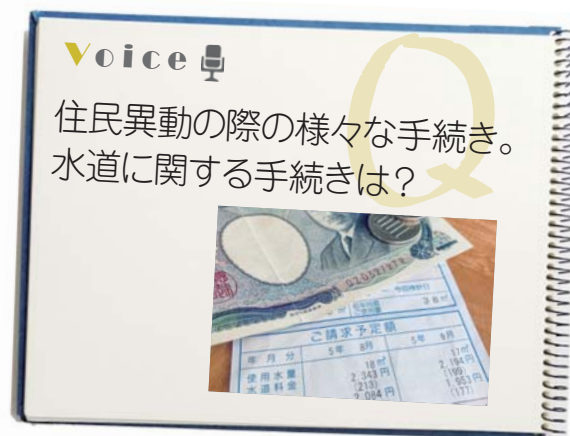


市ホームページ



春は、進学、就職、転勤等がある出会いと別れの時期であり、それに伴う引っ越しシーズンでもあります。本市でも令和6年3・4月には、転入者約1,600人、転出者約2,000人と1年間の異動の約47%が集中しています。引っ越しとなると、非常に頭を悩ませるのは様々な手続き。住民異動の手続きを行う市民課では、必要だと思われる手続きを一覧表にして漏れの無いように皆さんにご案内をしています。

そんな中で、手続漏れが多いものが水道の利用停止申請。引っ越しして水の利用がなかったとしても、基本料金が毎月掛かってくるため、引っ越し先に請求書が届きます。また、新たに入居した人がそのまま使用してしまうケースもあり、適切に停止申請を行わないとトラブルの原因となってしまう。



！ 鹿屋市の飲み水は軟水です

水の性質は大きく分けて、硬水と軟水に分けられます。水の硬度は、水に含まれるカルシウムやマグネシウム分に応じて分けられており、硬度が低いほど口当たりがよい水と言えます。森林地帯が多い日本の水は、飲み水に適した軟水が多く、全国の平均硬度は50mg/lで、鹿屋の水は35mg/lとその中でも特に飲みやすい水となっています。

● 転出・転居で現在の住所から異動するとき（水道使用中止申請）

市業務課へ連絡してください。なお、水道の停止に1週間程度必要なので、異動する1か月～1週間前までにご連絡ください。

● 水道の利用を開始したいとき（水道使用開始届）

新居に配布してある「水道使用開始届」（水色の袋に入っている）を返信用封筒で提出するか、市業務課へ連絡してください。

なお、本市ではオンラインで停止・開始の両手続を行うことができます。手続きには、領収書や開始届に記載されているKから始まる6桁の「水道コード」をご準備ください。

水道だけではなく、電気や郵便局の転送手続きなどを完了して、新天地での生活を始めましょう。

問 市上下水道部業務課

☎ 0994-43-2800

POST CARD

8 9 3 - 8 5 0 1

鹿屋市役所 政策推進課

広報かのや

KANOYA「読者のひろば」係 行

お名前／ふりがな

電話番号

ペンネーム ※未記入の場合、イニシャルで掲載します

年齢／性別

男・女

歳

ご住所 □□□-□□□□

プレゼント

クイズの答え

要・不要



皆さんからの
お便りを募集

広報誌への感想や取り上げてほしい話題のほか、市へのご意見、地域のイベントや写真など多くの情報をお寄せください。

お便りの中から、抽選で特産品等をプレゼントします。たくさんのご応募お待ちしております！

※掲載時に原稿の一部を手直しする場合もあります。

〒 893-8501

鹿屋市共栄町 20-1

政策推進課

「読者のひろば」係

☎ 0994-31-1123